

(経 済 構 造 実 態 調 査)

審 査 メ モ

1. 今回申請された変更について

令和9年以降に実施する経済構造実態調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における報告者数、報告を求める事項（以下「調査事項」という。）等を、以下のとおり変更することを計画している。

- (1) 報告者数の変更（事業所母集団データベースの更新による機械的な変更）
- (2) 調査事項の変更（SNA年次推計の精度向上・経済センサスー活動調査（以下「活動調査」という。）とのシームレス化・ニーズを踏まえた報告者負担の軽減を図るため調査事項等を見直し）
- (3) 調査票の配布対象の見直し（産業横断調査票B及びCの配布対象を見直し）
- (4) 調査方法の変更（オンライン調査を中心とする記載に変更）
- (5) 調査の実施期間の変更（調査票の回収期限の延長）
- (6) 集計事項及び推計方法の変更（調査事項の変更に伴う集計事項の加除。推計に「事業所・企業照会」により把握したデータを活用）

(1) 報告者数の変更

- ・ 最新の「事業所母集団データベース」を用いて報告者数を見直し

（審査状況）

ア 本件申請では、最新の「事業所母集団データベース」を用いて報告者数を表1のとおり見直すことを計画している。

表1 報告者数の変更内容

＜令和4年調査＞	＜令和9年調査＞
【産業横断調査】 約27万企業	【産業横断調査】 約28万企業
【製造業事業所調査】 約12万2千事業所	【製造業事業所調査】 約9万事業所

イ このうち、製造業事業所調査については、日本標準産業分類における「大分類E－製造業」に属する民営事業所のうち、大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を選定することとしており、これについては今回の報告者数の見直しにおいても特段の変更はないものの、報告者数は約12万2千事業所から約9万事業所と大幅に減少（約3万事業所減）している。

これについて、令和4年調査以降に実際に製造業事業所調査の調査対象となった事業所数の推移は以下のとおりとなっており、毎年、調査対象事業所数に一定の変動がみられる状況となっている。なお、令和4年調査の調査計画策定時には表1のとおり報告者を見込んでいたが、令和4年調査時点で実際に製造業事業所調査の調査対象となった事業所数は以下のとおりであり、その数値は一致していない。

＜製造業事業所調査の調査対象事業所数（実績）＞

令和4年調査時点：100,945事業所

令和5年調査時点：89,742事業所

令和6年調査時点：70,485事業所

令和7年調査時点：86,149事業所

ウ これについては、従前と同様の報告者の選定方法を用いて最新の「事業所母集団データベース」を元に算出したものであることから、基本的に適切と考えるが、製造業事業所調査については、調査対象事業所数が毎年大きく変動している状況にあることから、その要因について確認するとともに、現行の選定方法について見直しの余地がないか確認する必要がある。

（論点）

- a 製造業事業所調査の調査対象事業所数については、各年においてどの統計調査のデータを用いて算出しているのか。令和4年調査時点以降、調査対象事業所数が大きく変動しているが、その要因として何が考えられるか。
- b 調査対象事業所数の変動により、特定の集計事項においてデータの不足等による結果精度の低下が生じている分類はないか。
- c （bの課題が生じている場合）調査対象事業所数を安定化させる観点から、現行の報告者の選定方法（売上高上位の企業から累積し売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所）を見直す余地はないか。

（2）調査事項の変更

本件申請では、産業横断調査票A～C（以下「調査票A～C」という。）及び製造業事業所調査票に係る調査事項の見直しが計画されている。以降、調査事項の見直しについて調査票ごとに整理する。

ア 調査事項の見直し（調査票A）

- ・ 令和8年活動調査の調査事項の変更に合わせた調査事項の変更
- ・ SNA年次推計上のニーズ及び報告者負担の軽減を踏まえた変更

（審査状況）

（ア） 調査票Aは、我が国全体の付加価値構造を中心とした経済構造を、毎年、安定的かつ早期に把握・公表するための調査事項が設定されており、配布対象は、日本標

準産業分類の分類ごとに売上高上位の企業から累積し売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業としている。

- (イ) また、中間年における経済構造統計の作成のため、調査票Aで得られた情報を基に、基準年である活動調査の結果を用いて本調査対象外企業を推計することで産業横断的な付加価値額等を推計している。
- (ウ) 本件申請では、令和8年活動調査と調査事項や調査品目が整合するよう、
- ①「企業全体の事業活動」で用いる事業活動、生産物の種類の変更
 - ②費用項目に「減価償却費」を追加
 - ③費用項目から「営業外費用における支払利息」を削除
- を行うとともに、SNA年次推計上のニーズ及び報告者負担の軽減を踏まえ、
- ④「企業全体の商品売上原価」は、これまで「卸売業、小売業」を主業、副業にかかわらず営んでいる企業に報告を求めていたが、これを主業として営んでいる企業に限定
- する計画である（各項目の変更理由等は表2参照。また、調査票の新旧対照表は別添を参照。なお、表2から表5の番号は別添の変更事項の番号に対応している。）。

表2 調査事項の変更内容（調査票A）

No	調査事項	変更内容	変更理由等						
①	「企業全体の事業活動」で用いる事業活動、生産物の種類の変更	見直し	活動調査を過去値として推計に使用していることから、同調査と調査品目が整合するよう見直しするもの。						
②	費用項目に「減価償却費」を追加	追加	活動調査と同様、「減価償却費」を把握することにより粗付加価値額を把握するために追加するもの。さらに生産側GDP推計における中間投入比率の推計に当たり、「減価償却費」の追加が要望されていることを踏まえて追加するもの。						
③	費用項目から「営業外費用における支払利息」を削除	削除	活動調査で「営業外費用における支払利息」に関する要望がなく、統計委員会での審議を経て、令和8年調査においても把握しないこととされたことに加えて、本調査においても利活用ニーズが見られなかったことから削除するもの。						
④	「企業全体の商品売上原価」について、これまでは主業、副業にかかわらず「卸売業、小売業」を営んでいる企業に対して報告を求めていたところ、本件申請では、主業として「卸売業、小売業」を営んでいる企業に対して報告を求めるよう変更	見直し	<p>SNA年次推計では主業分のみ用いているため、報告者負担を考慮し、主業とする企業に限定するもの。</p> <p>（注）企業全体の「年間商品販売額」「商品売上原価」「年初及び年末商品手持額」を報告する企業は、「卸売業、小売業」が主業か副業かで、以下のとおり整理される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>現行</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間商品販売</td> <td>主業、副業にか</td> <td>主業、副業にか</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	現行	変更後	年間商品販売	主業、副業にか	主業、副業にか
調査項目	現行	変更後							
年間商品販売	主業、副業にか	主業、副業にか							

			額	かわらず回答	かわらず回答
			商品売上原価	主業、副業にか かわらず回答	主業のみ回答
			年初及び年末 商品手持額	主業のみ回答	主業のみ回答

(エ) これらについては、①～③は基準年となる活動調査の調査事項に合わせたものであり、④はSNA年次推計における利活用状況を踏まえた変更であることから、いずれも、本調査の目的を踏まえると、おおむね適切と考えられるが、②については調査事項の追加であるため報告者の負担について、④については「卸売業、小売業」を主業として営んでいる企業に限定することによる結果への影響について、念のため確認する必要がある。

(論点)

- a 今回、費用項目に追加される「減価償却費」について、報告者の負担は大きくなるか。活動調査では支障なく回答を得られているか確認しているか。
- b 「企業全体の商品売上原価」については、SNAの利活用で主業分のみ推計に用いていることから、「卸売業、小売業」を主業として営んでいる企業のみ調査対象とすることを計画しているが、副業を調査対象から除外することによる結果への影響はどの程度あるのか。また、「企業全体の年間商品販売額」は、これまでと同様、「卸売業、小売業」を主業・副業にかかわらず営んでいる企業に回答を求めるとしているが、企業の収益性を把握する観点から、把握する企業の範囲を統一する必要はないか。

イ 調査事項の見直し（調査票B）

- ・ SNA年次推計のニーズ及び報告者負担の軽減を踏まえた変更

(審査状況)

- (ア) 調査票Bは、投入構造に関する統計の整備を目的として、企業全体の値ではなく、企業の主業（おおむね産業大分類）における詳細な費用内訳を業種別に調査する設計としており、配布対象は、日本標準産業分類の分類ごとに売上高上位の企業から累積し売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業としている。
- (イ) 本件申請では、調査票Bについて、SNA年次推計のニーズ及び報告者負担の軽減を踏まえて、
- ⑤「企業全体の売上金額に占める主業の割合」を追加
 - ⑥事業別費用の内訳項目を変更
- する計画である（各項目の変更理由等は表3参照。また、調査票の新旧対照表は別添を参照。）。

表3 調査事項の変更内容（調査票B）

No	調査事項	変更内容	変更理由等
⑤	<p>「企業全体の売上金額に占める、(事業内容欄に記載されている)主業の割合」を追加</p> <p>※本調査事項は集計の過程で主業の付加価値率に関する情報として用いるものであり、集計は行わない。</p>	追加	<p>現行では主業の費用総額を把握しているが、これに対応する主業の売上高を把握しておらず、主業の付加価値率を算出できない状況であるため、調査事項を追加するもの。</p> <p>なお、産業連関構造調査の1つである「サービス産業・非営利団体等調査」(総務省が所管する一般統計調査)において、主業の売上高、費用総額を把握しており、SNA年次推計においても企業全体の事業別売上高の割合を利用することを検討する予定であり、本調査においても調査事項として追加してほしいとの要望が寄せられている。</p>
⑥	<p>事業別費用の内訳項目について以下のとおり変更。</p> <p>【産業別共通項目】</p> <p>i 「外注費」を「同業者向け」と「同業者向け以外」に分割</p> <p>ii 「金融手数料」を追加</p> <p>【産業別費用項目】 (卸売業、小売業)</p> <p>iii 「販売手数料、販売奨励費」を「ECサイトによる販売」と「それ以外」に分割</p> <p>iv 「委託生産費(外注加工費)」を追加</p> <p>(情報サービス、インターネット附随サービス事業)</p> <p>v 産業共通項目の「外注費」に加えて、「外注費(国内)」と「外注費(国外)」を把握していたがこれを取り止め、産業共通項目の「外注費(同業者向け・同業者向け以外)」で把握</p>	追加 削除	<p>SNA年次推計の精度向上及びニーズを踏まえた報告者負担の軽減の観点から、以下の理由により、調査事項を変更するもの。</p> <p>i SNA年次推計において、同項目が使用表(U表)上の各産業の自交点計上額にあたることを踏まえて追加の要請があったことから、「外注費」に含まれる「同業者への再委託」を独立して区分</p> <p>ii 近年キャッシュレス化が進展しているため、加盟店手数料を含む当該項目を追加</p> <p>iii ECサイトに対する出店手数料等を把握することによりSNAの推計精度向上が期待されるため「販売手数料、販売奨励費」に含まれる「ECサイトによる販売」を独立して区分</p> <p>iv プライベートブランドに係る委託費用等を把握することによりSNAの推計精度向上が期待されるため当該項目を追加</p> <p>v SNAの推計において、国内・国外を合算して用いていることから、産業共通項目の「外注費」で併せて把握</p>

(ウ) これらについては、SNA年次推計におけるニーズ及び報告者負担の軽減を踏まえた変更であり、いずれも、おおむね適切と考えられる。ただし、以下の点について、確認する必要がある。

(論点)

- a 追加や分割による新たな調査事項については、報告者負担を踏まえた適切なものとなっているか。

- b 調査票Aで企業全体の事業活動ごとの売上（収入）金額を把握しているが、当該調査項目に加えて、今回、調査票Bで「企業全体の売上金額に占める、（事業内容欄に記載されている）主業の割合」を追加する必要性は何か。
- c vの「外注費（国内）」と「外注費（国外）」の統合について、今回、産業共通事項において、「外注費」を「同業者向け」、「同業者向け以外」に分けて、回答することに加えて、外注費を国内と国外で分けて回答することについて、報告者から負担が重いといった意見はあるか。

ウ 調査事項の見直し（調査票C）

- ・ 報告者負担の軽減を図る観点から調査事項の削除
- ・ 事業所母集団情報を的確に更新する観点から調査事項の追加

（審査状況）

- (ア) 調査票Cは、地域別統計を作成する観点から場所的単位である事業所単位の売上高等を把握するため調査事項を設定するものである。配布対象は、結果精度に大きな影響力を持つ一定の要件を満たした企業であり、当該企業の日本国内の本所事業所を含むすべての傘下事業所について報告を求めている。
- (イ) 本件申請では、報告者負担の軽減を図る観点から、
- ⑦「卸売業、小売業」を主な業務として営んでいる事業所に対して報告を求めていた「年間商品販売額」を削除するとともに、中間年において事業所母集団情報を的確に更新する観点から、
- ⑧新たに「本所等の別」を追加する計画である（各項目の変更理由等は表4参照。また、調査票の新旧対照表は別添を参照。）。

表4 調査事項の変更内容（調査票C）

No	調査票	調査事項	変更内容	変更理由等
⑦	調査票C	「卸売業、小売業」を主な業務として営んでいる事業所に対して報告を求めていた「年間商品販売額」を削除	削除	当該項目の利活用状況が低調であり、別途把握している「売上高」が代替データとして利活用が見込めることから、報告者負担を考慮し削除するもの。
⑧		「本所等の別」を追加 ※本調査事項は事業所母集団データベースに登録し、同データを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。	追加	事業所母集団データベースの的確な更新に資するため、本所等が移転した場合の新たな本所等事業所を特定するための設問を追加するもの。

- (ウ) これらの調査事項の変更はおおむね適当と考えられる。ただし、以下の点につ

いて、確認する必要がある。

(論点)

- a 事業所における年間商品販売額と売上高の相関関係はどのようになっているか。
- b 追加する調査事項の「本所等の別」について、把握することについて報告者の負担は大きくないか。集計に利用しない理由はなにか。

エ 調査事項の見直し（製造業事業所調査票）

- ・ 令和8年活動調査の調査事項の変更に合わせて調査事項の変更
- ・ 事業所母集団情報を的確に更新する観点から調査項目の追加

(審査状況)

(ア) 製造業事業所調査票は、製造業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、活動調査の中間年における経済構造統計の作成を目的として調査項目を設定しており、配布対象は、「大分類E－製造業」に属する事業所のうち、各産業分類の売上高上位の事業所から累積し売上高総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所としている。

(イ) 本件申請では、令和8年活動調査と調査品目が整合するよう、
⑨「製造品出荷額、在庫額等」で用いる商品分類を、旧工業統計調査で用いていた分類から生産物分類を基にした分類に変更
を行うとともに、事業転換を行った際の産業分類情報を事業所母集団データベースに的確に反映できるよう、
⑩「主な事業の内容」を追加
する計画である（各項目の変更理由等は表5参照。また、調査票の新旧対照表は別添を参照。）。

表5 調査事項の変更内容（製造業事業所調査票）

No	調査事項	変更内容	変更理由等
⑨	「製造品出荷額、在庫額等」で用いる商品分類の種類を、旧工業統計調査の分類から生産物分類を基にした分類に変更	見直し	活動調査を過去値として推計に使用していることから、同調査と調査品目が整合するよう見直したるもの。
⑩	「主な事業の内容」を追加	追加	事業転換を行った際の産業分類情報を事業所母集団データベースに的確に反映できるよう追加するもの。

(ウ) これらの調査事項の変更はおおむね適当と考えられる。ただし、以下の点について、確認する必要がある。

(論点)

a 今回、産業分類格付けのために「主な事業の内容」を調査事項として追加する予定であるが、事業所の産業格付けはこれまでどのような方法で行っていて、今回の見直しによりどのような効果があるのか。

(3) 調査票の配布対象の見直し

ア 調査票Bの見直し

・ 調査票Bにおいて、利活用状況を踏まえて報告者負担軽減の観点から一部産業を配布対象外に変更

(審査状況)

(ア) 調査票Bにおいては、投入構造の推計に必要な事業区分別の費用内訳を把握することを目的としているため、他のデータが整備されている等の理由により、SNA年次推計において本調査を利用していない産業については、これまでも調査票Bの調査対象外としている(表6のとおり)。

表6 これまでの調査で調査票Bの配布対象外とされた産業

産業大分類
A－農業、林業
B－漁業
C－鉱業、採石業、砂利採取業
D－建設業
E－製造業(※)
※「大分類E－製造業」については、本調査の製造業事業所調査票の調査結果をSNAで利用していることから、配布対象外としている。

(イ) 本件申請では、表6の産業に加えて、表7の産業においても、他の統計データの整備状況やSNA年次推計における利活用状況、報告者負担の軽減等を考慮した結果、調査票Bの調査対象外とすることを計画している。

表7 本件申請で調査票Bの配布対象外とする産業

(配布対象外とする産業)
中分類36水道業
大分類J金融業、保険業

中分類71学術・開発研究機関
中分類81学校教育
小分類821社会教育
小分類822職業・教育支援施設
小分類829他に分類されない教育，学習支援業
小分類851社会保険事業団体
中分類87協同組合（他に分類されないもの）

(ウ) これについては、ニーズを踏まえて報告者負担の軽減の観点から一部産業を配布対象とするものでありおおむね適当であると考える。

ただし、以下の点について確認する必要がある。

(論点)

- a SNAにおける本調査の結果の利活用状況について整理した上で、今回、どのような確認・検討を経て、一部の業種を調査対象外とする結論を得たのか。
- b これまでも調査票Bにおいては、SNAでの利活用状況を踏まえ、一部の産業について調査対象としていないが、これについて、利用者から何らかの指摘があるか。
- c 今回、調査票Bにおいて、調査対象としない産業があるものの、我が国全体の付加価値構造等を把握する上で、特段の支障はないか。

イ 調査票Cの見直し

- ・ 調査票Cにおいて、調査対象企業と継続的に調査が実施できるよう、選定要件を変更

(審査状況)

(ア) 調査票Cについては、都道府県別結果を提供する中で、結果精度に大きな影響力を持つ企業を対象に、傘下事業所の売上高等の基本的事項を把握している。

調査票Cの対象となる企業については、統計センターの「企業調査支援事業」(※)の枠組みを活用することで、調査の円滑な実施を確保しているが、調査実施者においては企業調査支援事業対象企業と本調査の調査票C配布対象との間で以下の課題があると整理している。

- ①有価証券報告書等提出企業の中には、本調査対象外企業が存在しており、企業調査支援事業のリソースを有効に活用しきれていない
- ②売上高の減少により、企業調査支援事業対象から除外される企業が発生し、継続的な関係構築に支障が生じるおそれがある。
- ③資本金2億円以上の制約により、経済統計への影響度が高い企業が企業調査

支援事業の対象外となる企業が存在している。

(※) 統計調査において悉皆対象になりやすく、報告者負担が相対的に大きい約5000企業に、企業ごとの専任担当者として統計センターの職員を配置し、専用の情報システム（政府統計オンラインサポートシステム）を通じた統計調査の回答支援等を行う事業。

(イ) 上記課題に対応するため、本件申請では、企業調査支援事業対象及び調査票Cの選定要件を表8のとおり変更するとともに、本調査対象企業で選定要件に該当する企業のうち約5000企業を選定したうえで、原則、次回の活動調査まで対象を固定とする計画である。

※一方、新設企業等で極めて経済統計への影響度が高いと考えられる企業については、各年において随時追加を可能とする。

表8 選定要件の変更内容

<変更前>	<変更後>
<p>① 金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を提出している企業</p> <p>② 売上高が<u>1000億円以上</u>（<u>かつ会社企業の場合は資本金が2億円以上</u>）の企業</p> <p>③ 相互会社</p>	<p>① 金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を提出している企業</p> <p>② 売上高が<u>500億円以上</u>の企業</p> <p>③ 相互会社</p>

(ウ) これについては、対象企業に係る課題に対応するものであり、企業調査支援事業のリソースを有効に活用するために取扱いに変更するものであることから、おおむね適当であると考ええる。

ただし、以下の点について確認する必要がある。

(論点)

- a 調査票Cの新たな配布対象範囲はどのような考え方に基づくものか。
- b 調査票Cの配布対象に係る選定要件を満たす企業はすべて調査票Cの配布対象に含まれるのか。そうではない場合、約5000企業をどのような基準により選定するのか。

(4) 調査方法の変更

- ・ 本調査のオンライン回答率が8割を超えている現状を踏まえて、オンライン調査が主な調査方法であることを明記した記載に変更

(審査状況)

ア 本調査は、オンラインによる回答を積極的に推進しており、多くの報告者が継続して調査に回答することからオンライン回答を行っている報告者には次年度の調査において紙の調査票を配布せずオンライン回答に必要な情報のみ郵送することとし、過去の調査で紙の調査票で回答した企業のみ、紙の調査票とオンライン回答に必要な情報を同時に配布することとしている。

その結果、本調査のオンライン回答率は8割を超えていることから、本件申請では、表9のとおり、オンライン調査を中心とした記載に変更するものである。

表9 調査方法に関する記載の見直し内容

＜変更前＞	＜変更後＞
<p>〔調査方法の概要〕</p> <p>調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が<u>調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。</u></p> <p><u>ただし、報告者が政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容を入手する。</u></p>	<p>〔調査方法の概要〕</p> <p>調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が<u>オンライン回答に必要な情報を報告者に郵送し（報告者の要望等に応じて、調査票又は電子媒体も郵送する。）、オンラインによる回答又は調査票若しくは電子媒体を回収する方法により行う。</u></p>

イ これについては、オンライン回答の進展を踏まえて調査計画の記載内容を変更するものであり、適当と考えるが、以下の事項について確認する必要がある。

（論点）

- a 本調査におけるオンライン回答の割合はどのように推移しているか。
- b オンライン回答の更なる促進に向けて、どのような取組を行うのか。
- c オンライン回答が困難な報告者に対し、どのような対応を行っているか。

（5）調査の実施期間の変更

- ・ これまでの調査の回収状況を踏まえ、調査票の回収期限を6月下旬から7月中旬に延長

（審査状況）

ア 本調査ではこれまでに調査票の回収期限を6月下旬としていたものの、期限までに回答できない企業が見られた。このため、本件申請では調査票の回収期限を7月中旬に変更する計画である。

イ これについては、これまでの調査実績を踏まえて報告者負担に配慮した変更であることからおおむね適当であると考える。

ただし、以下の点について確認する必要がある。

(論点)

- a 本調査における調査票の回収実績を、期間ごとにお示しいただきたい。
- b これまで、報告者が6月の調査票の回収期限までに回答できなかった要因は何か。回収期限を7月中旬とすることで、これらの要因は軽減されるのか。
- c 調査票の回収期限を後ろ倒しにすることに伴い、調査結果の公表期日に影響することはないか。どのように公表までのプロセスを進めることを計画しているのか。

(6) 集計事項及び推計方法の変更

- ・ 調査事項の見直しに伴い、集計事項を変更
- ・ 本調査の対象となっていない推計層の企業・事業所（産業横断調査は各産業売上高の下位2割、製造業事業所調査は下位1割）の推計に「事業所・企業照会」により把握した売上高のデータを活用

(審査状況)

ア 本件申請では、(2)のとおり調査事項を変更する計画であり、調査事項の変更に伴って表10のとおり集計事項を変更する計画である。(集計事項の新旧対照表は申請資料の「別記3 集計事項一覧(見え消し)」を参照。)

表10 集計事項の変更内容

No	集計事項の変更内容
①	これまでに集計事項に表章していた「(純)付加価値額」に加えて、「減価償却費」の追加に伴い、「粗付加価値額」を追加
②	「営業外費用における支払利息」の廃止に伴い関連する集計表を削除 (※) 削除する集計表は以下のとおり。 ・ 営業外費用における支払利息—全国
③	「商品売上原価」の調査対象を「卸売業・小売業」を主業とする企業に限定することに伴い、一部の集計表において、これまでに「卸売業・小売業」が主業か副業であるかに関わらず表章していた「商品売上原価」を削除 なお、「卸売業・小売業」を主業とする企業に係る「商品売上原価」については引き続き別の集計表で表章

	(※)「商品売上原価」を削除する集計表は以下のとおり。 ・企業産業（小分類）、経営組織別企業等数、売上（収入）金額、年間商品販売額、費用総額、主な費用項目、商品売上原価及び付加価値額—全国
④	「企業全体の事業別売上（収入）金額の割合」の追加に伴い、産業別に主業分の売上高及び費用額を集計し、売上高に対する主な費用項目の比率及び付加価値率を集計・表章
⑤	「年間商品販売額」の廃止に伴い関連する集計表を削除 (※) 削除する集計表は以下のとおり。 ・産業（小分類）別卸売業、小売業の事業所数及び年間商品販売額—全国 ・卸売業、小売業別の事業所数及び年間商品販売額—全国、都道府県

イ また、本件申請では、本調査の対象となっていない推計層の企業・事業所（産業横断調査は各産業売上高総額の下位2割の範囲に含まれる企業、製造業事業所調査は下位1割の範囲に含まれる事業所）の推計に「事業所・企業照会」(※)により把握した売上高のデータを活用する計画である。

(※) 総務省統計局では、統計法第27条に基づき、事業所母集団データベースの整備のため、複数事業所企業（法人企業）に対して所在地、売上高等を確認している（事業所・企業照会）。

ウ 「事業所・企業照会」では、本調査の表章項目のうち「売上高」のみ把握していることから、売上高以外の経理項目については、当該企業の過去値における売上高と各項目の比率を、照会で把握した売上高に乗じることで推計することとしている。なお、事業所・企業照会の反映により事業所集計の精度向上が期待できるため、事業所に関する集計について現行の産業大分類別を表11のとおり細分化して表章することとしている。

表11 細分化して表章する分類

産業大分類	細分化した分類
I 卸売業、小売業	I 1 卸売業
	I 2 小売業
K 不動産、物品賃貸業	K 1 不動産業
	K 2 物品賃貸業
M 宿泊業、飲食サービス業	M 1 宿泊業
	M 2 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業

エ これらのうち、集計事項の変更については調査事項の見直しに伴うものであり、集計しない調査事項を除き追加した調査事項が全て集計事項に含まれていることから適当であるとする。

また、推計方法の変更については、結果精度の向上を目的に「事業所・企業照会」の情報をを用いるものであり、集計内容も充実することからおおむね適当であると考ええる。ただし、以下の点について確認する必要がある。

(論点)

- a 「事業所・企業照会」の対象、頻度、及び把握事項はどのようになっているか。
- b 「事業所・企業照会」の結果を集計にどのように活用するのか。

2. 本調査に関する統計委員会諮問第171号の答申（令和5年6月16日付け統計委第7号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会諮問第171号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

「支払利息」について、令和4年調査結果の利活用状況や活動調査の調査事項の検討状況を踏まえつつ、集計方法等の見直しを行うこと。

(審査状況)

ア 上記の課題について、1(2)アで審議したとおり、「支払利息」を把握しないこととしており、本件対応については、適当であると考ええる。

(論点)

特になし

3. 本調査に関する第Ⅳ期基本計画への対応状況

第Ⅳ期基本計画における本調査に関する検討課題及びその対応状況は、表12のとおりとなっている。

表 12 第Ⅳ期基本計画に対する対応

項目	具体的な措置、方策等	実施時期	対応状況
1 国民経済計算の精度向上・充実 (2) 令和12年度(2030年度)に向けた取組：二つの柱	これまでの経済構造実態調査やサービス産業・非営利団体等調査の実施状況等を踏まえつつ、これらの費用項目の整合性の向上について検討する。	令和7年度(2025年度)末までに結論を得る。	供給・使用表(SUT)の精度向上、基準年推計と中間年推計のシームレス化の観点から、内閣府よりSNA年次推計に有用な項目に対する要望等を踏まえ、サービス産業・非営利団体等調査において把握している以下の項目を本調査において

			<p>も把握し、整合性の向上を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業別費用の内訳の「外注費（同業者向け）」及び「金融手数料」 ・ 企業全体の事業別売上高の割合
--	--	--	--

(審査状況)

ア サービス産業・非営利団体等調査との費用項目の整合性向上については、供給使用表（SUT）の精度向上、基準年推計と中間年推計のシームレス化の観点から、内閣府よりSNA年次推計に有用な項目に対する要望等を踏まえて対応することとしていることから、適当と考える。

イ 調査事項の見直し等については、前記1（2）に係る審議の中で確認することとしたい。

(論点)

特になし

以上